

一般社団法人日本看護系大学協議会定款 変更案

改正案	現状
(理事の員数) 第 2 0 条 本法人の理事の員数は、 <u>1 4</u> 人以上 <u>1 6</u> 人以内とする。	(理事の員数) 第 2 0 条 本法人の理事の員数は、1 0 人以上 1 5 人以内とする。
(監事員数) 第 2 1 条 本法人の監事の員数は、 <u>2 人</u> とする。	(監事員数) 第 2 1 条 本法人の監事の員数は、2 人以内とする。
※附則への追記 <u>附則 この規程の改正は、2 0 2 3 年 7 月 1 4 日から施行する。</u>	